

国際水文地質学会日本支部（IAH Japan）会計監査員委嘱規程

第1条 本規程は、国際水文地質学会日本支部（以下「本支部」という）運営規約第7条の会計監査員の委嘱に関する事項について定める。

第2条 会長は、役員会の承認を経て、本支部会員の役員以外の者から2名以上の会計監査員を委嘱する。

第3条 会計監査員の任期は、前項の委嘱から3年間とする。会計監査員の再任は妨げない。

第4条 会計監査員が辞める場合、会長はこれに代わる者を速やかに選出し、役員会の承認を経て後任の会計監査員を委嘱する。この場合、後任の会計監査員の任期は前任者の残りの期間とする。

(2025年1月21日制定)